

【廃棄物の適正処理について】

○市民・事業所の皆様へ

「無許可」の事業者に**注意！**

最近、「家庭から出たごみ」、「事業所から出たごみ」（廃棄物）を無許可で引き取りし、運搬して糸豊環境美化センターで処理するという不審に思われる違法事業者が見受けられます。廃棄物を通常より安い料金ということで、安易に無許可事業者と契約してしまうと最終的に不法投棄につながりますので、必ず許可業者を利用するようにしてください。家庭または事業所から出たごみを処理する場合は、適正な方法で処理していただきますようご協力お願いいたします。

○廃棄物処理事業者の皆様へ

ごみを廃棄する際に以下の行為は、**法律で罰せられます。**

- ①事業者が産業廃棄物を一般廃棄物と偽り糸豊環境美化センターに処理することは**違法**であり、不法投棄とみなされます。
- ②家庭ごみを無許可で処理費用を徴収し、廃棄物を引き取り運搬して（糸豊環境美化センターで）処理を行った場合、収集運搬の**違法**となります。

この場合、法律により5年以下の懲役または1000万円以下の罰金、もしくはその両方が科されます。（法人においては、3億円以下の罰金）